

市民事業支援制度「都市部における市民事業への支援」に対する方策の検討**第38回市民事業専門委員会(H25.7.8) 検討事項概要**

- (1) 都市部の市民団体と水源保全地域で活動している団体の両者が協働して、都市部で行う普及啓発・教育事業を支援する枠組みを作る。
- (2) 市民団体の会員が、(公財)かながわトラストみどり財団が主催する「県民参加の森林づくり事業」等への参加実績を要件として、市民団体が実施する水源地域以外の普及啓発・教育事業を支援する。

第39回市民事業専門委員会(H25.9.11) 検討事項概要

- (1) 都市部で活動している団体が水源地域で活動している団体のところへ出向き、水源地域で活動している人たちとの協力関係を築ける仕組み
- (2) 既に市民事業支援補助金を受けている団体と連携したフィールドワークを普及啓発・教育の中に組み入れ、水源地域で活動している団体の活動に参加するための費用を補助対象とする。水源地域での経験をもとに都市部で普及啓発・教育事業を実施するために要する費用を補助対象とするという仕組みを作る。

第41回市民事業専門委員会(H25.12.12) 検討事項概要

25年度については、現行制度の中で、都市部での活動も補助対象事業となり得ることを、特に、都市部に拠点を置く市民団体に積極的に周知し、補助事業申請団体の増加を図る。そして、都市部で活動している団体が水源地域へ出向いていただく、また、水源地域で活動している団体と連携した取組を行っていただくよう、情報提供を行う。

第4期県民会議への引継事項

○ 課題

横浜・川崎などの水源地以外における水源環境保全・再生に関する市民活動の活性化を図る方策について、検討する必要がある。

例えば、普及・教育事業を実施する際の要件の緩和など、市民団体が都市部で事業を実施しやすい仕組みが考えられる。

○ 対応案(第45回市民事業専門委員会 H26.8.7)

都市部に拠点を置く市民団体に対する、本補助制度の周知については、引き続き広報に力を入れていく。

引き続き、現行の普及啓発・教育事業を実施する際の要件の緩和について、第3期5か年計画の開始に向けて補助事業の運用の見直し・検討を行う。